

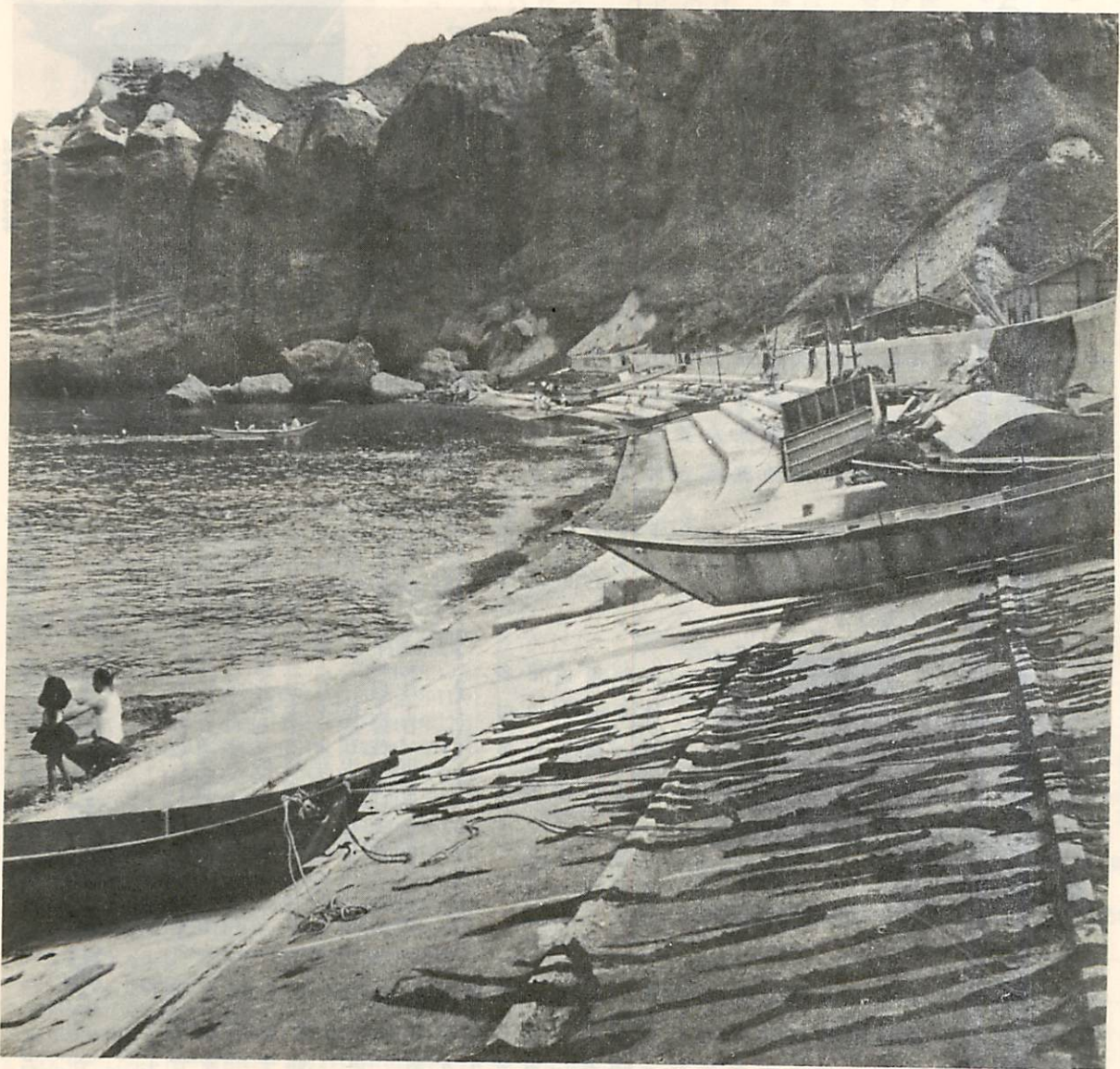
むろらん



市政だより

9月 / 1日

昭和48年 No. 323



— 海岸保全工事で変貌するトッカリシヨ浜 —

室蘭市民憲章

のびゆく港と、産業を育て、未来を開く
希望のまちをつくります。

3歳未満児の医療費を助成

9月1日から実施
忘れずに手続きを



市では、乳幼児の病気の早期発見と早期治療を促進するため、九月一日から乳幼児の医療費を助成することにしました。
このため、八月十四日から受付を始めたが、該当される方でまだ手続きの済んでいない方は、忘れずに手続きを済ませてください。

制度の内容

- ▽対象となる乳幼児
 - 一、室蘭市に住所を有する乳幼児で、昭和四十五年九月一日以降に生まれた人。
 - 二、国民健康保険法による被保険者か、社会保険各法による被扶養者。

(ただし、生活保護受給者や他の条例で医療費助成を受けられることができる者を除く)

▽申請手続き

印かんと健康保険証または組合員証を持参のうえ、市社会福祉課においてください。

▽助成する医療費

健康保険法で定める診療でかかった費用のうち、本人が負担する額。

したがって、入院時の付添料、差額ベッド料、容器代、オムツ代、文書料等や、共済または組合保険関係の医療費の付加給付で戻る分は助成の対象から除かれます。

なお、病院等にかかる場合の医療費の支払い方法や助成金の請求手続きなどについては、資格証を交付する際にお知らせします。

室蘭市乳幼児医療費助成制度についての相談、問合わせは、市社会福祉課医療給付係(電話①一一一内線二八三)へお気軽にどうぞ。

59組のカップルに 市長から記念品を贈る

金婚式をむかえる お年寄り夫婦を祝う

9月10日

文化センターで

市では、永年にわたる夫婦愛を祝福し、社会に貢献された労をねぎらうと共に、市民の敬老思想の高揚を図る目的で、金婚式をむかえる夫婦に記念品を贈る準備を進めています。今年、対象となる「お年寄り夫婦」は、九月十五日現在で、結婚五十年をむかえ、本市に引続き二十年以上居住している五十九組のカップルで、九月十日、市長から記念品が贈られます。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 林 | 村 | 佐 | 原 | 葛 | 石 | 加 | 盛 | 石 | 鈴 | 桜 | 伊 | 渡 | 大 | 小 | 中 | 溝 | 寺 | 渡 | 田 | |
| 田 | 藤 | 七 | 喜 | 佐 | 義 | 佐 | 重 | 重 | 木 | 井 | 達 | 辺 | 家 | 熊 | 塚 | 口 | 谷 | 辺 | 原 | |
| 文 | 政 | 七 | 喜 | 佐 | 義 | 佐 | 重 | 重 | 木 | 井 | 達 | 辺 | 家 | 熊 | 塚 | 口 | 谷 | 辺 | 原 | |
| 次 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 |
| 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 |

▲敬称略

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| タ | フ | ち | う | サ | サ | み | ヲ | ヒ | キ | ミ | い | ト | ナ | ヒ | ト | サ | カ | ナ | ミ |
| ケ | サ | よ | め | ダ | ダ | え | スイ | サ | サ | サ | よ | モ | ツ | サ | キ | ク | ツ | カ | ヨ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



記念品の夫婦座布団

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|----|----|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| 斎 | 柄 | 青 | 後 | 西 | 龜 | 佐 | 前 | 八 | 高 | 西 | 石 | 川 | 柴 | 富 | 森 | 穴 | 奈 | 緒 | 山 | 嶽 | 渡 | 原 | 清 | 池 | 境 | 阿 | 扇 | 松 | 佐 | 目 | 中 | 神 | | |
| 藤 | 木 | 野 | 藤 | 田 | 田 | 藤 | 田 | 木 | 桑 | 村 | 井 | 又 | 田 | 田 | 田 | 田 | 良 | 方 | 中 | 石 | 石 | 辺 | 野 | 田 | 谷 | 部 | 野 | 原 | 木 | 黒 | 野 | 七 | | |
| 三 | 留 | 浅 | 勝 | 仙 | 勘 | 留 | 時 | 榮 | 長 | 善 | 春 | 榮 | 雅 | 藤 | 慶 | 二 | 清 | 一 | 東 | 秀 | 久 | 久 | 源 | 男 | 茶 | 功 | 利 | 才 | 文 | 官 | 七 | | | |
| 蔵 | 松 | 太郎 | 蔵 | 一郎 | 九郎 | 助 | 政 | 一郎 | 一郎 | 二 | 二 | 三 | 三 | 吉 | 二 | 二 | 二 | 雄 | 一郎 | 蔵 | 三郎 | 三郎 | 雄 | 政 | 政 | 功 | 吉 | 一 | 次 | 次 | 之 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

もし国保がなかったら

あなたを守る国民健康保険

企業に勤めている人やその家族を除き、わたくしたちはみな国民健康保険に入らなければなりません。

ところで、もし国民健康保険がなかったら、わたくしたちの生活はどうなっているでしょう。

みんなそろって、元気なときは問題ありません。しかし、家族のだれかが寝ついた場合大きな額にのぼる医療費の負担に耐え切ることができずしょうか。

なかには、「高い保険料を払うだけで、ちっとも病気なんかしないし、丸損だ」などと思う人がいるかもしれませんが、これはほんでもない心持ちがい。

いざというとき、あなたを守ってくれるのが国民健康保険です。



万一のときにお互い助けあって医療費の負担を軽くし生活の安定を図るためにも健康なときから定められた保険料を納めるわけです。

国保加入者のみなさんへ

▽三十五歳以上の被保険者を対象に衛生課と協力して、毎年胃腸病の予防検診を無料で行ってまいります。

▽国保被保険者のみなさんの健康保持増進のため国保指定保養施設（温泉旅館）と契約を結んでありますので保養と行楽にご利用ください。

▽保険料は、医療をサービスするためにあるわけですから、保険料のすべては、その医療費の支払いに使われます。

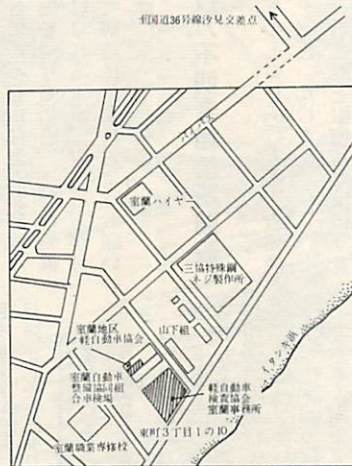
日ごろから自分の健康についていつも関心をもって、早めに症状を発見し、治療することが、しいては保険料を安く負担することになるわけです。

▽保険料は、期日までに自主納付となっております。納期までに指定の窓口で納めましょう。

10月1日から実施 軽自動車の検査

◎現在ナンバーをつけて使っている軽自動車の検査を受ける期限は軽自動車届出証の届出年月日により、つきのように定められています。この期限内に検査を受けないと使用できなくなりますのでなるべく早目に受けて下さい。

届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前*	昭和48年10月
昭和42年1月1日～昭和42年12月31日	昭和48年11月
昭和43年1月1日～昭和43年7月31日	昭和48年12月
昭和43年8月1日～昭和43年12月31日	昭和49年1月
昭和44年1月1日～昭和44年4月30日	昭和49年2月
昭和44年5月1日～昭和44年8月31日	昭和49年3月
昭和44年9月1日～昭和44年12月31日	昭和49年4月
昭和45年1月1日～昭和45年3月31日	昭和49年5月
昭和45年4月1日～昭和45年6月30日	昭和49年6月
昭和45年7月1日～昭和45年9月30日	昭和49年7月
昭和45年10月1日～昭和45年12月31日	昭和49年8月
昭和46年1月1日～昭和46年3月31日	昭和49年9月
昭和46年4月1日～昭和46年6月30日	昭和49年10月
昭和46年7月1日～昭和46年9月30日	昭和49年11月
昭和46年10月1日～昭和46年11月30日	昭和49年12月
昭和46年12月1日～昭和47年2月29日	昭和50年1月
昭和47年3月1日～昭和47年4月30日	昭和50年2月
昭和47年5月1日～昭和47年7月31日	昭和50年3月
昭和47年8月1日～昭和47年10月31日	昭和50年4月
昭和47年11月1日～昭和48年1月31日	昭和50年5月
昭和48年2月1日～昭和48年4月30日	昭和50年6月
昭和48年5月1日～昭和48年6月30日	昭和50年7月
昭和48年7月1日～昭和48年8月31日	昭和50年8月
昭和48年9月1日～昭和48年9月30日	昭和50年9月



道路運送車両法の一部改正により、昭和四十八年十月一日から軽自動車（三、四輪）の車体検査が実施されることになりました。

◎検査受付時間
▽平日：9時～11時30分、13時～16時
▽土曜日：9時～11時30分

◎検査の申込み場所：室蘭地区軽自動車協会（市内東町三十一～五十四）に受検日の前日までに申込んでください。

◎検査場所：軽自動車検査協会室蘭事務所（市内東町三十一～一十）電話⑥一五五七

◎検査を受けると検査標章（ステッカー）と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中央上部に貼って下さい。

また、検査証は、自動車に備えて下さい。
◎検査を受ける時はつぎのものが必要になります。

現在ナンバーをつけて使用している車	新しくナンバーをつけて使用する車
<ul style="list-style-type: none"> ・新規検査申請書 ・軽自動車届出済証 ・保安基準適合証（民間車検を受けた場合） ・保険証明書（保険期間が2年をこえるもの） ・印鑑 ・検査手数料 600円（民間車検を受けた場合 400円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規検査申請書 ・完成検査終了証（型式指定の新車） ・使用者であることを証明する譲渡証明書等 ・使用者の住所を証明する住民票等 ・保険証明書 ・重量税納付書（新車 7,500円）または非課税証明書（中古車） ・印鑑 ・検査手数料 600円（型式は指定の新車は 400円）

おしらせ

献血は明るいい心の助け合い

献血にご協力願います

毎月第二木曜日は、室蘭市の定期街頭献血日です。
今年の夏は、特に暑さがきびしいせいか、献血者が非常に少なく保存血液が不足しております。ぜひこの機会に、みなさんのご協力をお願いいたします。

☆とき 九月十三日
十二時～十五時
☆ところ ニュージャパン前

婦人講座の受講生を募集します

勤労婦人センターでは、つぎの講座の受講生を募集します。
受講される方は、はがきに住所氏名、年齢、職業、希望講座名、屋夜の別を明記して、勤労婦人センター（〇五一市内栄町二一一一）に申込みしてください。
なお、はがきには一講座名だけを記入のこと。

募集期間

九月十日～九月十七日
▲料理Ⅴ 定員四十名
開講日：十月五日の金曜日から十月二十六日までの毎週金曜日

午前の部 十時～十二時
午後の部 十八時～二十時
△七宝焼Ⅴ 定員三十名
開講日：十月一日の月曜日から十月十九日までの毎週月曜日

午前の部 十時～十二時
午後の部 十八時～二十時
※定員を越えた場合は抽せんにより受講生を決定します。

なお、開講のご案内は、受講生にきまされた方のみさしあげます。

戦没者・艦砲射撃殉難者追悼式のご案内

室蘭市戦没者ならびに艦砲射撃殉難者追悼式が、つぎのとおり行なわれます。
遺族の方には案内状をさしあげましたが、住所変更などにより届いていない方は、当日会場で受けいたしますのでご出席ください。

〇とき 九月二十日（木）
十二時五十分開式

〇ところ 市文化センター

胆振海区漁業調整委員会委員の

選挙人名簿を作成します

昭和四十八年度胆振海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿を九月一日現在で、つぎにより作成します。該当者は各実行組合長、または直接室蘭市選挙管理委員会

へ、九月五日までに申請書を提出してください。
〇昭和二十八年十二月六日までに生れた者。
〇漁業者、または漁業従事者であること。

〇胆振海区に浴う市町村に住所または、事業所を有すること。
※不明の点がありましたら、室蘭市選挙管理委員会事務局（電話②六七二三）におたずねください。

心身の不自由な老人が病院等で診療を受ける場合、適切な処置が受けられるよう、家族の方が付添って病院に行かれるようお願いいたします。

心身の不自由な老人の通院には付添いを

心身の不自由な老人が病院等で診療を受ける場合、適切な処置が受けられるよう、家族の方が付添って病院に行かれるようお願いいたします。

行方不明者相談所開設

つぎのとおり「行方不明者相談所」を開設いたします。
個人の名誉と秘密は厳重に守ります。

ますので、ご遠慮なく相談においでください。
☆開設日時 九月十二日、十三日の二日間 九時から
☆開設場所 室蘭警察署

公給領収証を 受取りましょう

胆振支庁

料理店、キャバレー、飲食店、旅館等で遊興、飲食または宿泊等をしたときは料理飲食等消費税がかかります。
この税は、本道の開発、福祉行政上大切な財源となりますから、税を納めた「証」である、公給領収証を必ず受取りましょう。

ダイヤルしてみませんか？ 3局5-151番へ

みなさんの健康相談や予防接種について、日時・会場をお知らせします（月曜～金曜・9時～16時）。このほか、夜間、土・日祝祭日には「生活の知恵」として役立つ情報を提供しています。どうぞご利用ください。

第13回 全国下水道促進デー 9月10日

生活の未来をひろく下水道

☆台所や風呂場などの汚水は公共下水道へ接続しましょう。
☆処理区域内（蘭西地区）のお宅ではトイレを水洗式に改造しましょう。
○49年6月までに、かならず改造しましょう。（改造義務）
○無利子で長い月賦の改造資金貸付金を利用しましょう。
☆海と緑にこまれた健康都市にするため下水道を整備しましょう。
下水道の相談は市役所下水道課へどうぞ

家庭園芸シリーズ ⑦

樹木の種子の採取

九月に入りました。もうすぐ山野の樹々の葉が美しく紅葉しはじめます。
室蘭附近に自生している大部分の種類の樹の種子は、樹の葉が黄葉や紅葉しはじめた時採取の適期となります。種子を採り、この種子を播いてふやすことを実生といいますが、実生でふやせる室蘭附近の種類には、つぎのものがあります。
カエデ（イタヤカエデが多い）
ナナカマド、トチ（マロニエ）
ホウ、ミズナラ（ドングリ）、
カシワ等の高木、サワアジサイ
ムラサキシキブ、ガズミ、エゾニワトコ、タニウツギ、イチイ等の低木、エゾヤマツツジ、レンゲツツジ、シヤクナゲ等の花木などがあります。
種子は採取したら、大きいものは虫害や病害のあるものを除き、よく乾燥してビニール袋に入れ保存します。カエデのように羽根があるものは羽根を取り去った方がよいでしょう。またイチイ（オンコ）等のように果肉が厚いものは、果肉を水中でもみ洗いし、果肉を取り去った後、乾燥して保存します。
ツツジ、シヤクナゲ等の小さい種子は、萌（さく）：種子の入っている袋のままビニール袋に入れ乾燥します。
次号で実生法を説明します。